

## ○東京藝術大学における履修証明プログラムに関する規則

〔平成27年7月1日〕  
制 定

改正 平成28年3月24日 平成29年1月10日  
令和2年3月5日

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の規定に基づき、本学における、特別の課程として編成される履修証明プログラム（以下「履修証明プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 履修証明プログラムは、社会人等の本学の学生以外の者を対象として、本学の教育研究資源を活かした学習の機会を積極的に提供することを目的とする。

(開設部局等)

第3条 履修証明プログラムは、美術学部、音楽学部、大学院美術研究科、大学院音楽研究科、大学院映像研究科、大学院国際芸術創造研究科、附属図書館、大学美術館、社会連携センター、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、保健管理センター、芸術情報センター及び藝大アートプラザ（以下「部局等」という。）が開設することができる。

(内容)

第4条 履修証明プログラムの内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 多様かつ高等な、職業上必要な専門的知識・技術取得に関するもの
- (2) 資格制度に関するもの
- (3) 開設する部局等の特長を活かしたもの

(編成方針)

第5条 履修証明プログラムは、講習（公開講座を含む。以下同じ。）若しくは授業科目又はそれらの併用により体系的に編成するものとし、その総時間数は、60時間以上とする。

(開設期間等)

第6条 履修証明プログラムを開設する期間は、1学期又は1学年間とする。

2 履修証明プログラムの定員は、教育研究に支障のない範囲で部局等が定めるものとする。

(開設手続)

第7条 履修証明プログラムを開設しようとする部局等は、履修証明プログラム実施計画書（別記様式第1号）を作成し、当該部局等の教授会（教授会を置かない部局等にあつては、これに代わる機関。以下同じ。）の審議を経て、学長の承認を得るものとする。

(廃止手続)

第8条 履修証明プログラムを開設する部局等の長は、当該履修証明プログラムを廃止しようとするときは、当該部局等の教授会の審議を経て、学長の承認を得な

なければならない。

(受講資格)

第9条 履修証明プログラムを受講することができる者は、学部が開設するものにあつては高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者、研究科が開設するものにあつては大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者、それら以外の部局等が開設するものにあつては、その内容に応じて、高等学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有する者又は大学を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有する者とする。

2 履修証明プログラムを開設する部局等は、前項に規定するもののほか、当該履修証明プログラムの内容に応じて、必要とする資格等を定めることができる。

(受講手続及び検定料)

第10条 履修証明プログラムの受講を希望する者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を当該履修証明プログラムを開設する部局等を経て、学長に願ひ出なければならない。

(1) 履修証明プログラム受講生許可願 (別記様式第2号)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) その他部局等が定める書類

2 履修証明プログラムの検定料は、別に定めるところによる。

3 履修証明プログラムの受講を希望する者は、当該履修証明プログラムに含まれる授業科目の単位認定を希望する場合は、第1項に規定する手続に併せて東京藝術大学科目等履修生規則に基づき出願し、入学の許可を受けなければならない。この場合において、当該授業科目に係る授業料は、納付を要しない。

(受講の許可)

第11条 学長は、前条の受講手続を行った者で履修証明プログラム受講生としてふさわしいと認めるものに対し、受講の許可を行うものとする。

(受講料)

第12条 履修証明プログラムの受講料は、別に定めるところによる。

(既納の受講料の返還)

第13条 既納の受講料は、返還しない。

(実技、実験等の費用)

第14条 実技、実験等に要する費用は、必要に応じて履修証明プログラム受講生の負担とする。

(修了の認定及び履修証明書の交付)

第15条 履修証明プログラムを開設する部局等の長は、所定の講習又は授業科目を履修の上、合格に値する評価を得た者には、当該部局等の教授会の審議を経て、当該履修証明プログラムの修了を認定する。

2 履修証明プログラムを開設する部局等の長は、履修証明プログラムの修了を認定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告に基づき、履修証明書(別記様式第3号)を交付するものとする。

4 履修証明書の再交付は、履修証明プログラムを修了した者からの申出に基づき

行うものとする。

(履修許可の取消し)

第16条 学長は、履修証明プログラム履修生が履修の実が上がらないと認めたと  
きは、当該履修証明プログラムの履修の許可を取り消すことができる。

(事務)

第17条 履修証明プログラムの事務は、当該履修証明プログラムを実施する部局  
の事務部で行い、総括事務は総務課で行う。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項  
は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年3月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第5条の規定は、この規則の適用の日以後に開講した履修証明プログラムから適用する。

別記様式第1号(第7条関係)

履修証明プログラム実施計画書

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長 殿

部局長 印

この度、履修証明プログラムを開設したいので、実施計画書を下記のとおり届け出いたします。

記

履修証明プログラムの名称			
プログラムの目的及び内容 1) 目的 2) 内容 (編成方針等) 3) 修了後に身に付く能力			
履修資格			
定員			
総時間数			
修了要件			
実施体制			
開始時期	(*開設期間が決まっている場合には、その期間及び終了後の実施体制の措置について記載)		
開設科目等			
講習又は授業科目名	講習又は授業の別	時間数	担当講師 (所属)

※講習及び授業科目については、その講習内容又は授業科目内容を添付すること。

別記様式第2号(第10条第1項関係)

東京藝術大学長 殿 (元号) 年 月 日

ふりがな  
氏 名 印

生年月日 年 月 日生

履修証明プログラム受講生許可願

貴学履修証明プログラムを受講したく、許可下さいますようお願いいたします。

記

履修証明 プログラム名	
履修期間	自 年 月 日 至 年 月 日
履修希望理由	

- (注) 1 氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。  
2 申し込みは履修証明プログラムごとに別葉とすること。

# 履修証明書

氏名

(元号) 年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学所定の  
履修証明プログラム—○○○○○—(計 時間)を  
修めたことをここに証する。

## プログラムの概要

本プログラムは、主として○○のような人材(能力)を養成することを目的とし、  
○○、○○、○○、等を内容としたカリキュラムを提供したものである。

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長

印